

健康保険における被扶養者申請の手引き

～添付書類一覧～

被扶養者異動届・現況届は提出必須です

次ページ以降の添付書類とセットでご用意ください

本書での 書類提出が必要なもの	課(非課)税証明書・戸籍謄本・住民票謄本・ 在学証明書等 ※課(非課)税証明書・戸籍謄本・住民票謄本は 交付日より <u>6ヶ月以内</u> のもの
(写)での 書類提出が可能なもの	給与明細書・離職票・退職証明書・年金通知書・ 在留カード・雇用保険受給資格証・確定申告書・ 収支内訳書・廃業届等

～① 配偶者（夫、妻、内縁の配偶者）～

申請対象者の現在の状況		必要な添付書類
無職（課税証明書に収入の記載がない方）		非課税証明書
収入がある場合	給与収入がある （パート・アルバイト等）	・課税証明書 ・直近の給与明細書の写し 3ヵ月分 ※勤務期間が3ヵ月未満の場合は、雇用契約書の写しと1ヵ月間（30日）働いた給与明細書の写し（2ヵ月分ある方はすべて）
	営業収入、不動産収入などがある （自営業・フリーランス等）	・課税証明書 ・確定申告書の写し ・収支内訳書の写し（青色申告決算書など）
	公的年金等がある （老齢・障害・共済年金等）	・課税証明書 ・直近の振込通知書と改定通知書（一体のもの）両面の写し
	公的保障（補償）がある （労災保険・失業給付・傷病手当金・出産手当金等）	・課税証明書 ・雇用保険受給資格証 ・支給決定通知書等
	その他の収入がある （利子配当等）	・課税証明書 ・確定申告書の写し ・根拠書類（支払調書・利子配当金等の通知書の写し）
過去に収入があった場合	雇用保険未加入の場合 （パート・アルバイト等）	・課税証明書 ・退職証明書
	雇用保険加入の場合	・課税証明書 ・離職票-1の写し
	失業給付の受給が終了した場合	・課税証明書 ・雇用保険受給資格証 第1～3面の写し （第3面の処理状況欄に『支給終了』と印字されていること）
	事業を廃業した場合	・課税証明書 ・廃業届出書の写し

《注意事項》 下記の理由に該当する場合は、追加書類が必要です。

申請対象者の現在の状況	必要な添付書類
障がい者・長期療養者の場合	・障害者手帳の写しまたは療育手帳の写し
内縁の配偶者の場合	・住民票謄本（被保険者を中心に全世帯と続柄が載っているもの） ・戸籍謄本（被保険者と申請対象者のもの）
外国籍の場合	・住民票謄本（被保険者を中心に全世帯と続柄が載っているもの） ・在留カードの両面の写しまたは特別永住者証明書の両面の写し
配偶者の年収が被保険者の年収（給与のみ）の1/2を上回る場合	・被保険者の給与以外の収入を証明できるものの写し ※年金通知書、確定申告書等

※添付された書類で判断ができない場合は、別の書類を提出いただく場合があります。

～② 子（実子、養子女、内縁の配偶者の子）～

◇下記以外に、18歳以上の方は「戸籍謄本（被保険者との関係が分かるもの）」が必要です。

		必要な添付書類	
18歳未満の場合		なし	
18歳以上の場合（学生・専門学校生も含む）	無職（課税証明書に収入の記載がない方）	非課税証明書	
	給与収入がある（パート・アルバイト等）	・課税証明書 ・直近の給与明細書の写し 3ヵ月分 ※勤務期間が3ヵ月未満の場合は、雇用契約書の写しと1ヵ間（30日）働いた給与明細書の写し（2ヵ月分ある方はすべて）	
	営業収入、不動産収入がある（自営業・フリーランス等）	・課税証明書 ・確定申告書の写し ・収支内訳書の写し（青色申告決算書など）	
	公的年金等がある（老齢・障害・共済年金等）	・課税証明書 ・直近の振込通知書と改定通知書（一体のもの）両面の写し	
	公的保障（補償）がある（労災保険、失業給付金・傷病手当金・出産手当金等）	・課税証明書 ・雇用保険受給資格証 ・支給決定通知書	
	その他収入がある（利子配当等）	・課税証明書 ・確定申告書の写し ・根拠書類（支払調書・利子配当金等の通知書の写し）	
	過去に収入があった場合	雇用保険未加入の場合（パート・アルバイト等）	・課税証明書 ・退職証明書
		雇用保険加入の場合	・課税証明書 ・離職票-1の写し
		失業給付の受給が終了した場合	・課税証明書 ・雇用保険受給資格証 第1～3面の写し （第3面の処理状況欄に『支給終了』と印字されていること）
		事業を廃業した場合	・課税証明書 ・廃業届出書の写し

《注意事項》 下記の理由に該当する場合は、追加書類が必要です。

申請対象者の現在の状況	必要な添付書類
配偶者が当健保組合に加入していない場合	・配偶者の課（非課）税証明書 ※退職（または育休）で一時的に減少が見込まれる場合は、その証明書類
ひとり親の場合	・住民票謄本（被保険者を中心とした全世帯と続柄が載っているもの） ・戸籍謄本（被保険者と申請対象者の関係が分かるもの）
18歳以上の学生の場合（専門学校生も含む）	・学生証（両面）の写し ※有効期限の記載がない場合は、在学証明書
養子の場合	・戸籍謄本（被保険者と申請対象者の関係が分かるもの）
被保険者と姓が異なる場合（配偶者の子、内縁の配偶者の子）	・住民票謄本（被保険者を中心として全世帯と続柄が載っているもの） ・戸籍謄本（配偶者との関係が分かるもの）※同居が必要条件
障がい者・長期療養者の場合	・障害者手帳の写しまたは療育手帳の写し
外国籍の場合	・住民票謄本（被保険者を中心に全世帯と続柄が載っているもの） ・在留カードの両面の写しまたは特別永住者証明書の両面の写し

※添付された書類で判断ができない場合は、別の書類を提出いただく場合があります。

～③ その他の親族（父母、兄弟・弟妹など）～

◇下記以外に、全員の方が「住民票謄本（被保険者を中心に全世帯と続柄が載っているもの）」と「戸籍謄本（被保険者との関係が分かるもの）」が必要です。

申請対象者の現在の状況		必要な添付書類
無職（課税証明書に収入の記載がない）		・非課税証明書
収入がある場合	給与収入がある （パート・アルバイト等）	・課税証明書 ・直近の給与明細書の写し 3ヵ月分 ※勤務期間が3ヵ月に満たない場合は、雇用契約書の写しと1ヵ月間（30日）働いた給与明細書の写し（2ヵ月分ある方はすべて）
	営業収入、不動産収入がある （自営業・フリーランス等）	・課税証明書 ・確定申告書の写し ・収支内訳書の写し（青色申告決算書など）
	公的年金等がある （老齢・障害・共済年金等）	・課税証明書 ・直近の振込通知書と改定通知書（一体のもの）両面の写し
	公的保障（補償）がある （労災保険・失業給付金・傷病手当金・出産手当金等）	・課税証明書 ・雇用保険受給資格証 ・支給決定通知書
	その他収入がある （利子配当等）	・課税証明書 ・確定申告書の写し ・根拠書類（支払調書・利子配当金の調書の写しなど）
過去に収入があった場合	雇用保険未加入の場合 （パート・アルバイト等）	・課税証明書 ・退職証明書
	雇用保険加入の場合	・課税証明書 ・離職票-1の写し
	失業給付の受給が終了した場合	・課税証明書 ・雇用保険受給資格証 第1～3面の写し （第3面の処理状況欄に『支給終了』と印字されていること）
	事業を廃業した場合	・課税証明書 ・廃業届出書の写し

《注意事項》 下記の理由に該当する場合は、追加書類が必要です。

申請対象者の現在の状況	必要な添付書類
障がい者・長期療養者の場合	・障がい者手帳の写しまたは療育手帳の写し
実の父母等※ ¹ が被保険者と別居の場合（一時的な別居を除く）	・3ヵ月分の送金証明書または通帳の写し ①誰から誰へ、②いつ、③いくら振込をしたか証明できるもの ※ ¹ 実の父母、祖父母、曾祖父母、子、孫以外（姉妹、兄弟、配偶者（内縁含む）の父母、甥姪等）は、同居が条件です
外国籍の場合	・在留カードの両面写しまたは特別永住者証明書
他に優先扶養義務者がいる場合	・優先扶養義務者の課（非課）税証明書 ※優先扶養義務者に扶養能力がない場合は、被保険者が扶養せざるを得ない理由を「被扶養者現況届」等で申告いただく必要があります。

※添付された書類で、判断ができない場合は、別の書類を提出いただく場合があります。